

資 料 提 供
滋 賀 労 働 局 発 表 令和8年10月22日

担 当	滋賀労働局労働基準部	
	監 督 課 長	枘谷 佳幸
	地方労働基準監察監督官	谷澤 健太
	専 門 監 督 官	村中 久美
	(電話) 077-522-6649	

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

滋賀労働局（局長 田代 良文）は、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくするためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

【取組概要】

1 国民への周知・啓発（「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施）

過労死等の防止活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。
プログラムや参加申込方法についての詳細は別添1のとおり。

- 1 日 時：令和8年11月30日（月）13:30～16:30（受付 13:00～）
- 2 会 場：草津商工会議所 多目的室（草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津）

当日の取材をお願いします

2 「過重労働解消キャンペーン」の取組

※キャンペーン実施期間：令和8年11月1日（日）から11月30日（月）までの1か月間

① 労使の主体的な取組を促します。

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合のほか、関係団体や地方公共団体に対して、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

また、11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間（別添2参照）」でもあることから、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を併せて要請します。

当日の取材をお願いします

② 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問を実施します。

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を紹介します（別添3参照）。

③ 「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、労働基準監督官が相談に対応します。

なくしましょう 長い残業

※実施日時：11月7日（土）9:00～17:00 フリーダイヤル：0120-794-713

④ 重点監督を実施します。

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して、労働基準監督署が重点的な監督指導を実施します。

⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します。

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」を実施します（別添4参照）。

滋賀
会場



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

別添1

ひと、くらし、みらいのために

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日時 2026.

11.30 月 13:30~16:30
(受付13:00~)

会場

草津商工会議所 多目的室

(滋賀県草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津1F)

参加
無料
事前申込

基調講演

パワハラを防ぐ為の
コミュニケーション
~自分も相手も大切に~

株式会社クオレ・シー・キューブ 取締役
稲尾 和泉 氏

●お申込み・特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省 後援：滋賀県、滋賀県市長会、滋賀県町村会、滋賀弁護士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
働くもののいのちと健康を守る滋賀県センター

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

滋賀会場

プログラム

〔主催者挨拶〕
滋賀労働局

〔基調講演〕
「パワハラを防ぐ為のコミュニケーション
～自分も相手も大切に～」

稲尾 和泉 氏 (株式会社クオレ・シー・キューブ 取締役)

〔企業からの取り組み事例発表〕
株式会社シンコーメタリコン 代表取締役 立石 豊 氏

〔過労死遺族の声〕
「大手広告代理店過労死事件から11年
過労死のない安全な社会を願う」

高橋 幸美 氏

(東京過労死を考える家族の会 会員・過労死等防止対策推進全国センター 副代表)
(厚生労働省 過労死等防止対策推進協議会 委員)

会場のご案内

草津商工会議所 多目的室

(草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津1F)

・JR琵琶湖線「草津駅」から徒歩5分

参加申込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

稲尾 和泉 氏

株式会社クオレ・シー・キューブ 取締役



市職員、ソニー(株)、中学校カウンセラーを経て、
2003年(株)クオレ・シー・キューブカウンセラー
および研修講師 現在 取締役、シニアコンサルタント

〔厚労省〕

平成27年度 サポートガイド改訂に向けた調査研究委員会 委員
平成28年度～31年度 パワー・ハラスメント対策企画委員会 委員

〔人事院〕

平成31年度 公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会 委員

〔著書〕

『上司と部下の深いみぞ ～パワー・ハラスメント完全理解』

(紀伊国屋書店)共著

『あんな/パワハラこんなパワハラ』(全国労働基準関係団体連合会)著

『パワー・ハラスメント』(日本経済新聞出版社)共著



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク 電話: ☎ 0570-036-222 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

無理な取引の「しわ寄せ」を 防止しましょう！

納期短縮？

STOP! しわ寄せ

予算
据置き？急な
仕様変更？

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国 48 か所

秘密厳守

匿名相談可能



0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト



大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「し寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意! ~「労働時間等設定改善法」より~

- 納期の適正化を図りましょう。
- 発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
- 発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の
労働者の健康障害防止のためにも必要です。



労働時間等見直し
ガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは? ~「振興基準」より~

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者の
よるべき一般的な基準として定められたものです。



「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが 増加してしまった

- ▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を適切に転嫁できる
よう協議しましょう。
- ▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった
場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指しましょう。



労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

- ▶残業代などのコストは委託者が負担しましょう!
- ▶働き方改革を阻害する取引を行わないよう、取引条件を改善しましょう。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、
適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送 など

3 発注内容を変更することになってしまった

- ▶不当なやり直しが生じないように配慮しましょう!
- ▶長期発注計画を示すなど、発注の安定化に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和8年11月7日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

働き方改革に積極的に取り組む企業を訪問します ～ 労働局長による『ベストプラクティス』企業訪問 ～

滋賀労働局では、11月の「過重労働解消キャンペーン」の期間中に、労働局長が長時間労働削減に向けて積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、具体的な取組内容を確認します。

本年度は「草津電機株式会社」をベストプラクティス企業に選定し、同社における働き方改革の推進に向けた取組について、経営者や取組担当者からお話を伺い、その内容を優良事例として滋賀県内に広く紹介することとしています。

【実施日時】

令和8年11月13日（金）13:30～15:00（予定）

【訪問先】

草津電機株式会社 本社
（所在地）草津市東草津二丁目3番38号
（電話）077-563-5111（代表）



【参加者（予定）】

- 訪問先企業 草津電機株式会社
代表取締役会長 北村 嘉英 氏
代表取締役社長 高田 豊郎 氏
代表取締役副社長 北村 英樹 氏（ほか2名）
- 滋賀労働局 局長 田代 良文（ほか）

当日の取材にご協力をお願いします！

取材いただける場合は、前日11月12日（木）までに、滋賀労働局労働基準部監督課の村中までご連絡をお願いします（☎：077-522-6649）。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
労働局では「過重労働解消キャンペーン」を実施しています。

労働局長がベストプラクティス企業へ確認する内容について

【確認事項】

草津電機株式会社から、働き方改革に関する課題認識や、労働時間削減に向けた具体的な取組などについてお話を伺います。

- ◆ ワーク・ライフ・バランスを充実させるための取組の必要性について
- ◆ 具体的な取組内容について
- ◆ 取組の成果・メリットについて

<草津電機株式会社の取組概要>

草津電機株式会社は、企業活動を通じて、労働者に学びの場を提供し、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進して、企業におけるジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスを実現し、心豊かに生きがいをもって働ける環境づくりを目指しております。

この理念を実現するために様々な取組をされる中で、「健康経営優良法人」や次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」の認定を取得されるなど、社外からも高い評価と注目を集めています。

滋賀労働局では、こうした取組が、製造業をはじめとする県内企業にとって、労働時間の削減と生産性の向上を両立し、従業員が安心して働き続けられる職場づくりを進める上で、大いに参考となるものと考えています。このため、具体的な取組内容やその成果、取組を進める上での工夫などについてお話を伺い、優良な事例として広く県内企業に周知することにより、働き方改革に取り組む機運の醸成につなげてまいりたいと考えております。

■所定外労働時間の削減

ノー残業デーを設定するとともに、月途中の時点で時間外労働が20時間を超える労働者がいる場合には、上司への注意喚起を行うことで時間外労働を削減。

■年次有給休暇の取得促進

労働者がそれぞれの事情に応じて希望する時季に取得できるよう、年次有給休暇の一斉取得から個別取得を基本とする運用へ見直し。半日単位の年休制度に加え、2時間単位の年休を導入することで、より柔軟な取得を促進。

■仕事と育児の両立支援の促進

育児休業中の労働者に対し、月に1回、子どもを連れて参加できる面談を実施。会社の状況を伝えることにより円滑な職場復帰を支援。

…その他にも様々な取組をされています。

● 訪問当日は、訪問先企業や労働局長への取材時間を設けます。

働き方改革に関する県内企業への周知・啓発のため、訪問先企業の取組を広く紹介してまいりたいと考えておりますので、報道機関の皆様におかれましては、ぜひ取材の上、広く取り上げていただきますよう、何卒ご協力をお願い申し上げます。

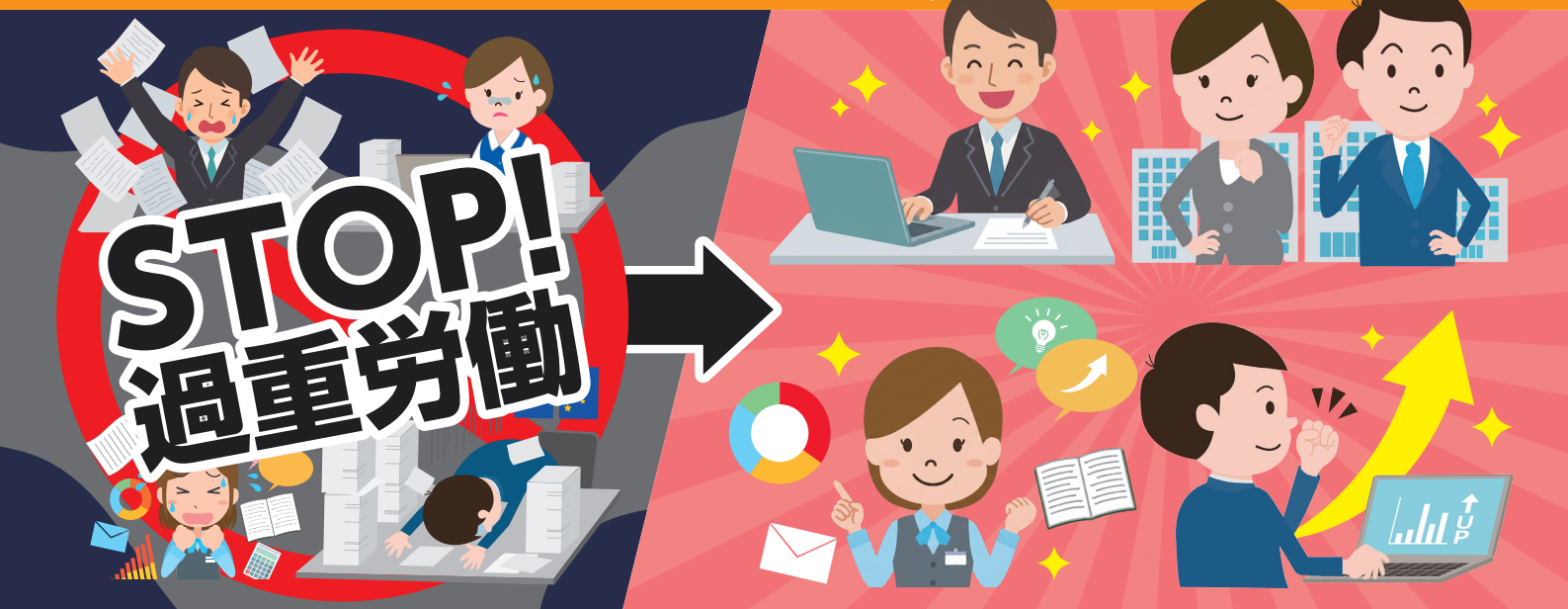


もう、知らなかったじゃ済まされない

参加費無料

過重労働解消のための セミナー

こんな方におすすめです

☒ 事業主の方 ☒ 管理職の方 ☒ 企業の人事・労務担当者の方

過重労働防止に関する基本ルールや裁判例、企業の取り組み事例など、
明日から使える実務知識をわかりやすく解説します。

開催
日程

2026年10月～2026年12月

詳しくは、下記専用Webサイトをご覧ください。

開催
方法**会場開催**:47都道府県で各1回開催
1回120分～150分(休憩10分)

※オンライン併用の「ハイブリッド開催」となります。

オンライン開催:3回 (Zoom ウェビナー使用)特別
企画

業務効率化セミナー

オンライン開催:2回

企業・団体単位での個別開催を
ご希望の場合は、
下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

企業と働く人、
どちらも守るために。

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー

検索



過重労働解消のためのセミナーとは・・・

過重労働は、従業員の健康を損なうだけでなく、
企業にとっても大きなリスクとなります。

本セミナーでは、過重労働防止に関する法令・ガイドラインの
ポイントをはじめ、裁判例や企業の具体的な取り組み事例を通じて、
実務にすぐ役立つ知識と対応の考え方を
解説します。

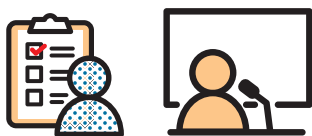
わかりやすく／

**マンガで判例を
紹介!!**



セミナーについて

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。



法令、ガイドライン等の
ポイント解説



過重労働に関する脳・心臓疾患、
精神疾患にかかる裁判例



過重労働解消に関する
企業の取り組み事例 など

セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

現地会場開催 (47都道府県) + ハイブリッド配信にて開催

※現地に参加できない方もオンラインにて参加いただけます。オンライン参加の場合はZoom URLをメールにて送信いたします。

オンラインはZoomで開催予定です。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare